

## 賃貸借契約に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康保険部保健総務課
件 名	公用自動車賃貸借
保 管 場 所	大津市浜大津四丁目1番1号
概 要	普通自動車1台、軽自動車6台の賃貸借
賃 貸 借 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1,396,560円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕京都市中京区烏丸通押小路の秋野々町535 〔名 称〕日本カーソリューションズ株式会社京都支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本契約は前回の賃貸借契約期間である令和3年4月1日から令和5年3月31日までが満了することに伴い再契約するものである。 車両の状態が運行に未だ十分に耐え新車に更新する必要がないこと、また、賃借料が前回契約より下がることから賃貸借契約の相手方として同社を選定する。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項  ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。  (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。  
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。